

令和 6 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月10日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

令和6年12月10日〔火曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第78号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第80号 江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結について

議案第82号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

消防車両更新等事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

防災行政無線改修事業

行政視察について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（6名）

委員長 大 藪 豊 数 君

副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 伊 藤 吉 弘 君

委員 中 野 裕 二 君

委員 石 原 資 泰 君

委員 津 田 貴 史 君

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

副議長	片山裕之君	議員	堀元君
議員	長尾光春君	議員	岡地清仁君
議員	須賀博昭君	議員	牧野行洋君
議員	土井紫君		

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼課長	石黒稔通君	副主幹	磯部将人君
主任	大池健之君		

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
----	-------

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

	古田義幸君
企画部長	平松幸夫君
総務部長	河田正広君
消防長	花木康裕君

防災安全課長兼防災センター所長	菱川秀之君
防災安全課主幹	瀬川雅貴君
防災安全課副主幹	横川幸哉君

秘書人事課長	梶田博志君
秘書人事課主幹	山口尚宏君
秘書人事課副主幹	梶浦太志君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒井博久君
-------

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

大 矢 幸 弘 君

財政課長

安 達 則 行 君

財政課主幹

大 池 慎 治 君

財政課副主幹

伊 藤 俊 治 君

税務課長

金 川 英 樹 君

税務課主幹

千 田 美 佳 君

税務課副主幹

丹 羽 克 仁 君

税務課副主幹

杉 江 善 和 君

総務課長

今 枝 直 之 君

総務課主幹

横 井 貴 司 君

総務課副主幹

清 野 慶 太 君

消防総務課長

杉 本 恭 伸 君

消防総務課主幹

村 上 祥 一 君

消防総務課副主幹

畑 毅 君

消防署長

上 村 和 義 君

消防署東分署長

鈴 木 昌 樹 君

消防署主幹

山 本 育 男 君

消防署主幹

大 谷 充 広 君

消防署主幹

雉 野 広 治 君

消防署主幹

日下部 匡 彦 君

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

一年が間もなく今年も終わりになります。今年を振り返りますと、激動とは言わないまでもばたばたとしたような印象を受けています。逆に、来年に向けて明るい希望がいっぱい出てきているのではないかと思います。特に、この総務委員会、私もこの一年間委員長としてお世話になりまして、当局の皆さんの協力をしていただける体制が非常にありがたいなあと思っています。特にふるさと納税など、もうとにかくもうけて皆さんで、笑顔で新年迎えて、どんどん新しいことにチャレンジできるような、そういう明るい希望が見えてきたなあというふうに私も思っておりますので、今日のこの委員会も本当に実のあるものにしていきたいと思っておりますので皆さんよろしく願いいたします。

市長から挨拶をお願いします。

○市長 皆さん、おはようございます。

今、委員長のほうからお話がありましたように、本年も間もなく終わりになってくるわけでありますけれども、この1年間、市制70周年ということで様々な事業を展開してまいりました。

年内の行事につきましては、先週のランタンイベント、非常に盛況であったわけでありますけれども、市民花火、また産業フェスタ等々、様々な事業に対しまして、議会のほう、また委員会のほうとして御協力をいただきましたこと、感謝を申し上げます。おかげで大変好評をいただいているところでございますけれども、また年初にはテレビドラマのほうへというようなことで、先日も東海テレビの生放送の中でも御紹介をされておったようなところでございます。また引き続き御支援をいただきたいと思います。

去る11月28日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どう

ぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　それでは、市長は公務がいろいろございますので、退席していただきます。ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第78号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてをはじめ、3議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順については、付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員会による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その後は退室していただいても結構です。

---

### 議案第78号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

- 委員長　最初に、議案第78号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 秘書人事課長　それでは、議案第78号につきまして御説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

令和6年議案第78号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

次の29ページには、江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）を、次の30ページから32ページには参考としまして、新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　提案理由を見ますと、雇用保険法の一部改正に伴って所要の整備を図るということですが、まず、改正の概要を教えてくださいと思います。

そして、この改正に伴って市への影響はどのようなものが考えられるのか、この2点だけ教えてください。

○秘書人事課長　今回改正する内容ということですが、今回の江南市職員退職手当支給条例の改正でございますけれども、雇用保険法などの一部改正の改正内容におきまして、主に就業促進手当の見直し及び雇用止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例等の暫定措置の延長にしまして、関係する条文の所要の整備を図るものでございます。

また、市への影響ということですが、今回の改正内容につきまして、特に条例の第10条の第9項の改正の部分になりますが、こちらにつきましては、退職手当の額が雇用保険法に定める失業等給付に相当する額に達しない場合、その差額を退職手当として支給することができるよう規定したものでございますが、こちらに該当するような場合は、採用されてから1、2年で退職し、さらに次の就職先が決まっていないような場合に該当することがございます。こういったことは該当することとして考えられますが、大きく市として雇用したものに対して影響はないものと考えております。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　よろしいですか。

○伊藤委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 長尾議員から本件に関し、委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

○長尾議員 すみません。ありがとうございます。

議案書の30ページをちょっと見ていただきたいんですが、新旧対照表ですね、中段のところに(4)で変更点、安定した職業に就いた者とあるんですが、新の体系だと安定した職業とか、逆に言えば安定していない職業って職業分けをしているように見えるんですけど、どういう職種が逆に安定していないという判断をされているのか教えてください。

○秘書人事課長 安定した職業という意味合いでございますが、こちらは1年を超える雇用見込みのある職業等ということで定められてございます。

また、安定していないということになりますと、1年を超える雇用見込みのない職業に就いたというような内容で御理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○長尾議員 今その説明なんですけど、そのように書かない理由、安定した職業という、要はこれだけだとすごく曖昧に見えるような書き方をしてるのは、国がこういう書き方をしろという設定があるんでしょうか。

○秘書人事課長 こちらの表現でございますけれども、雇用保険法のほうに同様の記述がございますので、そちらと合わせた文言にさせていただいているものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時37分 休 憩

午前9時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第80号 江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結について

○委員長 続いて、議案第80号 江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

○総務課長 議案第80号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の43ページをお願いいたします。

江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結についてでございます。

参考資料といたしまして、44ページには仮契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 今回、一般競争入札で業者が決められたわけでございますけれども、何社からの応募があったのでしょうか。

○総務課長 6者から応募のほうはございまして、そのうち1者が辞退をしておりますので、応札については5者ということでございます。

○伊藤委員 分かりました。

実際、工事はいつから取りかかって、工期というのはどのぐらい設けているのでしょうか。

○総務課長 契約成立の翌日から令和8年3月17日まででございます。

○伊藤委員 分かりました。あと1点だけ。

今聞いた工事期間中、これまでやってきたテスト放送ができなくなるわけ  
ですよね。そうすると、市民への周知はどのように考えておられるんでしょ  
うか。

○防災安全課長兼防災センター所長      テスト放送につきましては、今MCA  
無線が稼働しておりますので、その中でテスト放送をさせていただきます。

令和8年度以降は新しいシステムによって定時放送、以前音楽を流してい  
た放送を今予定を考えております。

○伊藤委員      分かりました。以上です。

○委員長      よろしいですか。

○中野委員      今、5社が入札に入ったということだったんですけれども、金  
額の一番高いところから、ちょっと教えていただければと。

○総務課長      最高入札金額につきましては、4億560万円で行いました。

○中野委員      撤去費も入っていると、以前の報告であったと思うんですけれ  
ども、金額の内訳を教えてくださいなんですけれども。

○総務課長      内訳でございますけれども、機器費につきましては、金額ベー  
スで申し上げますと約3億1,700万円、パーセンテージで言いますと約72%、  
それから直接工事費のほうが約5,900万円、パーセンテージで申し上げます  
と約13%、そして諸経費のほうが約6,600万円、パーセンテージで申し上げ  
ますと約15%という内訳になっております。

なお、撤去費につきましては、直接工事費のほうに含まれております。

○委員長      ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長      質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた  
します。

暫時休憩いたします。

午前9時43分      休 憩

午前9時44分      開 議

○委員長      休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第82号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

消防車両更新等事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

防災行政無線改修事業

○委員長 続いて、議案第82号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、危機管理室、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、会計管理者の補助組織、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、消防車両更新等事業、第3条 債務負担行為の補正のうち防災行政無線改修事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課の人件費などに関わる説明は補正予算の審査の冒頭に秘書人事課が行い、その後、人件費などに関わる補正予算以外を各課ごとに歳入歳出一括でしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、企画部秘書人事課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長　それでは、御説明させていただきますので、議案書の51ページをお願いいたします。

令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）でございます。

そのうち、総務委員会所管の人件費につきまして御説明をさせていただきますので、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目議会費から、72ページ、73ページの下段、2款6項1目監査委員費の人件費等々、各所管事業費の共済費でございます。

次に、大きくはねていただきまして、104ページ、105ページの9款1項1目消防総務費から、106ページ、107ページの3目消防署費の人件費等でございます。

次に、120ページから125ページには、人件費補正に関する給与費明細書を掲げてございます。

続きまして、別冊の令和6年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の9ページには、人件費補正に関する給与費明細書を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の58ページ、59ページの下段をお願いいたします。

歳入になりますが、18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、寄附金でございます。

次ですけれども、議案書の64ページ、65ページの下段をお願いいたします。歳出になります。

2款1項3目市民生活費、布袋ふれあい会館維持運営事業の布袋ふれあい会館維持事業でございます。

その下、消費生活事業の消費生活啓発事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　65ページですけれども、ふれあい会館の維持運営事業の中で、ふれあい会館の施設修繕がありますけれども、具体的な内容を教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回の修繕でございますけれども、布袋ふれあい会館、南側の玄関に自動ドアがございます。外側と内側2つあるんですけど、その外側の自動ドアのほうが故障して、自動では開かなくなったということでの修繕になっております。

○伊藤委員　分かりました。

あと、消費生活事業の中で、特定財源として、具体的には何に充てられているのか、この予算書だけではちょっと分からないんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回の29万9,000円でございますけれども、主立ったものとしたしましては、大ホールで、今回は江南高校の吹奏楽部の演奏、並びに古知野高校のちょっとした発表等がございました。そちらのほうの借り賃で、まず大きくあります。

それからあとホワイエのほうにて、スイーツマルシェを実施しました。そういう関係の机とかパネルとか、そういうものがございます。そういうものが一番大きくありまして、そのほかに当日のパフレットであったりとか、消耗品等がございまして、合計で29万円程度を支出している状況でございます。

○伊藤委員　分かりました。あと1点だけ。

このいただいた寄附金があるんですけれども、これをどこに充当するのか、

市として基本的な考えはお持ちなんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今回、寄附金をいただきました明治安田生命保険相互会社より81万8,500円のほうを寄附金ということでいただいております。先方より、協議の中でございますけれども、今回は子育て支援、それからの消費生活展へということで寄附をいただいておりますので、どこへというよりも先方との協議の中でそういったことになったというふうに私は伺っております。

○伊藤委員　分かりました。終わります。以上です。

○委員長　よろしかったですか。

○伊藤委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、総務部総務課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の66ページ、67ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項6目行政事務費、右側説明欄、固定資産評価審査委員会事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員　1点だけ、固定資産評価審査委員会事業の中で弁護士の謝礼ですね、16万5,000円、弁護士費用が必要となった経緯をちょっと教えてください。

○総務課長　土地の所有者が売却を考えたところ、売却価格と固定資産税評価額との乖離の大きさから、評価額が過大であると考えられ、令和4年度の固定資産税の評価額に対し、土地の評価額の見直しを求める審査申出書が提出されました。基準年度となる評価替えの年度、つまり令和3年度ではない

ため、特別な事情がない限り審査申出をすることができないと判断し、却下の裁決をしたところ、これを不服として裁決の取消しを求めたものでございます。

令和5年3月定例会の補正予算においてお認めいただきました固定資産評価審査委員会に対する訴訟につきまして、その後、原告側が控訴をしたため、再度、このたび名古屋高等裁判所にて争うための弁護士費用となるものでございます。

○伊藤委員　そうすると、今回裁判では、市側に勝ち目はあるんでしょうか。

○総務課長　現在係争中でございますことから、訴訟の内容に係る答弁につきましては差し控えさせていただきたいと思えます。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　牧野議員から本件に関して、委員外議員として発言をしたいとの申出がありますが、お認めいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧野議員　発言の許可をありがとうございます。

○伊藤委員　今の伊藤委員の質問に私も追加で質問をしたいんですけれども、この場合の争点というのは、市側はどういうことを主張することで勝とうという論法ですか。裁判における論理の組立てですね、どういふのかなというのを教えていただけますか。

○総務課長　先ほども申し上げましたけれども、現在係争中でございますので、訴訟に係る内容につきましては、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思えますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○委員長　牧野委員、よろしいですか。

○牧野議員　分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして、税務課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、税務課の所管します補正予算について説明させていただきますので、議案書の58ページ、59ページの上段をお願いいたします。  
歳入です。

1 款 1 項 市民税、2 目 法人の現年課税分で補正予算額 1 億 6,500 万円でございます。

別冊の補正予算説明資料の 4 ページを御覧ください。

4 ページ上段に一般財源調といたしまして、補正額の内訳を掲載させていただいております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員　改めてお伺いしたいんですけども、法人市民税の法人税割について 1 億 6,500 万円が歳入の増額が見込めるということでございますが、増額となる理由は、一番は何でしょうか。

○税務課長　補正予算を計上するに至りました理由につきまして、主なものといたしましては、市内事業所法人におきまして、特別利益である固定資産売却益が前年度と比べ大幅に増加したことにより、法人税割額が例外的に高額となったことに加えまして、前年度の税額を上回る法人もあったことなどにより、当初の見込みを上回るということになったため、上げさせていただいたものでございます。

○伊藤委員　そうすると、法人の何社が増額となったものなんでしょうか。

○税務課長　前年度と比べまして大幅に増額となった事業所を 10 社ほどちょっとピックアップをさせていただいたんですけども、この 10 社の合計ですと約 4 億円ほど、前年度より上回っております。

○伊藤委員　分かりました。そうすると、今回の増額は今後も見込める見通しなんでしょうか。

○税務課長　今後ということなんですけれども、令和 6 年度におきましては、昨年度、過去 3 年間の 10 月以降の伸び率の平均を見込みまして、決算の見込

みのほうを出させていただいたんですけれども、ずっと伸びていくという月ではなく、やはり増減等がございますので、なかなか見込みが困難なところではあります。引き続き景気動向などを注視し、財政運営に影響がないように努めてまいりたいと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして、財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）の財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊でございます。令和6年度江南市12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調で、19款繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　今回、法人市民税の増額があったので、財政調整基金の繰入金はマイナス1億5,503万6,000円ということで、財政的には、財政調整基金を使わずに助かったということになると思いますが、令和6年度のこれまでの繰入額と、令和6年度末に予想される残高の見込みは幾らになるのでしょうか。

○財政課長　令和6年の9月補正までの計上額といたしましては、2億7,444万3,000円の繰入れをさせていただきます。今回、補正予算ということで、

マイナスにつきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、市税の増、それから一部寄附に伴う財源更正があったというのが原因でございます。

今年度末の見込みにつきましては、今後の補正予算ということで変動がありますので、確定した内容は申し上げられませんが、30億円前後ということで考えてございます。

○伊藤委員 以上です。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして、危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、説明欄の防災安全課、人件費負担金で5万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、人件費を除く歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の68、69ページをお願いいたします。

最上段、説明欄の自主防災組織運営事業で49万円の増額補正をお願いするものでございます。

次にその下、防災行政無線整備等事業で、債務負担行為限度額を変更するものでございます。

次に、交通安全施設整備事業で203万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、防犯対策事業で20万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、議案書の54ページ下段に第3表 債務負担行為補正を掲げております。

また、補正予算説明資料の6ページに道路照明灯工事位置図を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 69ページの防災行政無線整備事業ですね、議案書の参考の44ページの仮契約額4億4,012万1,000円と、債務負担行為の変更後の額4億5,200万1,000円と、この差というのは何でしょう。

○防災安全課長兼防災センター所長 今回、債務負担行為を変更した理由としましては、入札の結果で請負金額が決まりましたので、その金額に合わせて変更させていただきました。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 あと、交通安全施設整備事業の中で、工事請負費の道路照明灯の工事費なんですけれども、市道北進線と市道後飛保和田線の交差する部分の工事ということでございますが、どの部分に何灯の照明灯を設置する予定なんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 市道北進線と市道後飛保和田線の交差点部の南東側に新規で1基、LED灯をつける予定です。

○伊藤委員 あと、県のほうでは信号機が設置されるとお聞きしてございますけれども、今回の工事と同時にこれやってもらえるんでしょうか。スケジュールがあればちょっと教えてもらいたいんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長 愛知県のほうが信号を設置するというのは今年度ということで聞いてございますので、今年度中に完了する予定で今進めております。

○伊藤委員 まだ細かいことが分からないということですよ。スケジュールが分からない、今年度中は間違いないということですよ。

○防災安全課長兼防災センター所長 今年度中に完成する予定で今進めております。

○伊藤委員 あと1点だけ、防犯対策事業の中で、特殊詐欺防止用の電話機器購入費補助について、当初予算額の30万円に対して、今回20万円の増額となるということでございますけれども、これまでの補助金の申請件数と今後

の見込みが分かれば教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長 現在は68件の申請がございまして、33万2,800円ということでございます。今後につきましては、補正予算の20万円を上げた理由と重なりますが、4月から9月までに約50人の方の申請がありました。残りの半年も50人はあるだろうということで、1年間100人と見込みまして、当初60人を見ておりましたので40人ということで補正のほうをお願いしているところでございます。なお、10月には予算を枯渇している状況で、今、予算流用して対応しているところでございます。
- 伊藤委員 分かりました。以上です。
- 委員長 よろしいですか。
- 伊藤委員 はい。
- 中野委員 当初60人から上乘せをしたということは、市内のそういう犯罪件数が増えていて、こういう要因になっているのか、増えている、想定したよりも増えている要因ってどういう理由が考えられますか。
- 防災安全課長兼防災センター所長 今、特殊詐欺の被害が多くなっているということで、市民の方がそれを警戒して申請が多くなった状況であります。
- 中野委員 具体的に江南市にそういう事案が増えているというわけではないですか。全国的にこういう事案が増えているんで、警戒してこういうのを取り入れようという市民の意識が変わってきたということでもいいですかね。
- 防災安全課長兼防災センター所長 今、江南警察が情報発信をしているパトネットで、情報によりますと、令和6年10月現在で特殊詐欺の被害が29件ありました。令和5年に比較して9件増えているというような話があります。そういった中で、やはり市民の方がすごく警戒をしているというところがあります。
- 中野委員 件数も増えているけれども、被害金額も増えていっているような認識でいいんですかね。ちょっとその辺まで分からなければあれですけど。
- 防災安全課長兼防災センター所長 江南警察署管内で、被害総額10月末で約7,800万円、令和5年では3,800万円が増加しているということになっています。
- 中野委員 ごめんなさい。ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけど、

この防止用電話機って具体的にどういうやつか、録音だけできるだけなのか、  
どういうものなのか、そもそも。

○防災安全課長兼防災センター所長 申請が多い電話機ですけれども、自動  
で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有した固定電話  
機であります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、私から。関連事項になります。

今年に入って夏以降、市民の方から2件ほど、こういった特殊詐欺につい  
ての御相談がありました。

昨日、実は刑事課の刑事と少し話をしたところ、明らかに件数も増えてい  
るし、被害も増えていて、それが恐らく氷山の一角であろうというところで、  
例えば性質的なもの、特に偶数月にこの件数が増えているというふうに聞いて  
おります。理由は年金だということですが、その辺に対する対応、今後は、  
例えば今回のことも含めて、何か対応は考えてみえるかどうか教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 今後ということでございますけれども、  
今引き続き、あんしん・安全ねっとメールなどを活用して情報発信をしてい  
きたいというふうに考えております。

○委員長 ぜひとも要望になりますけれども、私が1つ案件として、市内の  
南のほうの方ですが、実際、刑事も含めて一生懸命説得したんですが、最終  
的に2,000万円をやられました。メンタルの部分を含めて、きちっとその辺  
が対応できて、江南市民から大きな損失がないようにひとつお願いしたいな  
と。多分これも氷山の一角だと思いますが、残念でなりませんので、よろし  
くお願いします。

私からは以上です。

○中野委員 すみません。さっき課長から、周知の方法があんしん・安全ね  
っとメールということだったんですけれども、基本的に被害に遭う方って高  
齢者がやっぱり多いですかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 警察のほうからは高齢者が多いという

ことを聞いております。

○中野委員　　いつも言われることなんですけれども、やっぱり高齢者はちょっとなかなかメールを見ないとか、LINEの発信を見ないとか、そういうこともあるので、やっぱり紙媒体で周知形態、例えば広報の上のほうに周知するとか、なかなかそういう電子媒体、ホームページだったりとか、電子メールだったりとか、LINEだとかって、なかなかやっぱりまだ、私も区でいろいろやっても、何か伝達がなかなか伝わりにくいというのが非常に実感としてはあるので、対象はやっぱり高齢者なら紙媒体で広報しかないのかなあと思っていますけれども、そういうのでちょっと周知していただくような、これだけ件数も増えて金額も増えているなら、その対象に合ったような周知の仕方をお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長　　要望のほうはありがとうございます。広報等、一遍検討させていただきます。あと、なお周知の方法として、ごみの収集車のほうで放送を流して一応やってはおりますけれども、またそれも今後続けてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時14分　　休　憩

午前10時15分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　　消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の54ページをお願いいたします。

上段にございます第2表　繰越明許費補正といたしまして、事業名、消防車両更新等事業でございます。

跳ねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段でございます18款1項3目消防費寄附金、右側説明欄、消防総務課の寄附金でございます。

次に、議案書の104ページ、105ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段でございます9款1項1目消防総務費、右側説明欄中段でございます消防施設整備等事業及びその下の消防車両更新等事業でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　今回、非常にたくさんの寄附をいただいて、いろいろと整備を図るわけでございますけれども、その中で、消防施設整備事業と消防車両更新事業について、少しだけお尋ねをさせていただきます。

初めに、今回の補正を確認しますと、財源として給付金を活用して当然このような事業をされているわけでございますけれども、まず第4分団車庫のトイレや空調の改修工事です。そして消防車両の更新など、こうした内容に充てた理由は何でしょうか。

○消防総務課長　内容に充てた理由という御質問でございますが、今回、匿名の寄附者ということもありますが、寄附者の意向を確認いたしまして、関係部局と協議した結果、今回の補正の内容となりましたので、よろしくをお願いいたします。

○伊藤委員　分かりました。

あと、消防車両更新等事業において、説明欄を見ますと、小型ポンプ付積載車2台と記載されてございますけれども、どの車両を更新するのでしょうか。

○消防総務課長　2台の内訳といたしましては、まず1台が第3分団の小折車両の車両は普通車ベースの積載車でございます。もう一台は第1分団の軽車両、軽積載車と名称呼びますが、こちらは軽自動車のベースの積載車で

ございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけ、同じく消防車両更新等事業において、備考欄に繰越明許がありますね。2,416万2,000円ですかね。この積算根拠をちょっと教えてほしいんですけども。

○消防総務課長 繰越明許費の積算の根拠ということでの御質問でございますが、この内容といたしましては105ページのほうにも記載がございますが、小型ポンプ付積載車2台分に係る費用となるもので、具体的に申し上げますと、8節の旅費、中間更新に係る旅費にございますが、17万8,000円と、その下の11節役務費の合計の19万円、それから17節備品購入費、小型動力ポンプ付積載車の2台の2,373万6,000円と、その下の26節公課費、税金ですね、重量税に係る5万8,000円の合計が、記載のあります繰越明許費の2,416万2,000円となるものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑が尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防署所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

最初に、歳入でございます。

議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

上段の18款1項3目1節消防費寄附金でございます。

続きまして、人件費補正を除く歳出について御説明申し上げますので、議案書の106ページ、107ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で694万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、107ページの説明欄の中段をお願いいたします。

救助事業の救助出動事業におきまして、849万5,000円の補正をお願いする

ものでございます。

次に、その下にございます警防事業の警防出動事業におきまして、285万2,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　これも寄附金をいただいた中で整備していくものということでございますけれども、救助出動事業の備品購入費の中で、空気ボンベ充填用移動式コンプレッサーユニット、この内容と、それを購入した理由は何でしょうか。

○消防署長　　空気ボンベ充填用移動式コンプレッサーのユニットの内容でございますけれども、移動が可能な空気ボンベ充填専用のコンプレッサー本体と発電機でございます。コンプレッサーはモーター式で本体の充填口にボンベを取り付けて充填いたします。発電機は現場に持ち出した際の電源として使用いたします。

購入理由でございますが、コンプレッサーを購入することで消火後すぐに充填ができる。これは常時万全な体制を確保できるということと、消火活動が長時間に及んでも現場に持ち出して充填ができるといった消防体制の強化が図れる部分がございます。

それから、充填コストを気にせず訓練が実施できるといった点と、費用面において、今後保有しているボンベを削減して、経費の負担の軽減が図れるといった導入効果があるという点です。

○伊藤委員　　分かりました。

あと1点だけ。警防出動事業の備品購入費ですね、これも熱画像直視装置や車両火災用ブランケット、その内容と、それを購入したそれぞれの理由を教えてください。

○消防署長　　初めに、熱画像直視装置でございますが、赤外線カメラが備わっておりまして、それを検知した温度情報を本体のモニターに熱画像として映し出す装置であります。煙が充満した室内でも視界が確保できて、早期に要救助者を発見できる。それから、火災の温度を測定することで、火源を特

定した有効な放水と屋内進入時に、火災内部の室内の状況の把握であったり、室内の変化が把握できるといった点でより安全に効果的な消火や救助活動を行うことができるために購入するものでございます。

次に、車両火災用ブランケットですけれども、耐熱素材で作られた6メートル掛ける8メートルのブランケットで火災車両に覆いかぶせて火炎を抑えるものでございます。車両火災の中でも、特にリチウムイオン電池を使用した電気自動車の火災、これは消火後、バッテリーが、電池が高温となっておりますので、再燃してしまう事例が報告されております。そうした火災に対応するために備えるものでございます。以上です。

○委員長 伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○委員長 では、ちょっと私からお願いします。

空気ボンベ充填用移動式コンプレッサーについて、ちょっと金額があまりにも高かったんで、実は名古屋のスキューバダイビングのボンベを充填する機械を扱っているところにちらっと聞いたところ、金額が非常に高いなど。何かダイビング用の空気の充填するボンベの機械とこのボンベの違いを聞いてくれと、1回。違いがあるのであればこの金額は納得するんですが、通常ですとここまで高いものではないというふうに聞いているんですが、いかがでしょうか。

○消防署長 ちょっと金額の違いというのは、物の違いがちょっと分からないんですけれども、今回、ここの本体として、金額的には727万1,000円、それから発電機が45万900円ということで、税抜きで合わせて772万1,900円となっております。購入をしようとするユニットといいますか、コンプレッサーですけれども、これは潜水用のボンベも充填できるといったものです。

○委員長 同じものですかね。

○消防署長 はい。消防の使っているボンベは使用する圧力がございまして、29.4メガパスカルといった圧力のボンベ、潜水のほうは19.6メガパスカルといった2種類のボンベを充填できるといったところがありますので、そうした複数の圧力に対応できるといった点もあるのではないかと考えております。

○委員長 入札ですか。

- 消防署長 はい。そのとおりです。
- 委員長 ちなみに何者。
- 消防署長 5から6者を予定しております。
- 委員長 私のほうからちらっと聞くと、もう倍ぐらいの金額だというふうには私は聞いております。大体それぐらいで、一般的にはダイビングスクールのやつ、やはり30パスカルぐらいですか、だから、29.幾つという話をされましたが、大体数字が合います。それぐらいのものでも大体この半額ぐらいで我々は買いますねと一般のスキューバダイビングのスクールなどは言っていましたので、今後慎重に、ちょっと値段がと、ちょっと思っていますので、ひとつよろしくお願ひします。
- 私からは以上です。
- ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 当局から先ほどの伊藤委員の質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可します。
- 税務課長 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。
- 先ほどの伊藤委員の質問中、増額となった法人の税額についての答弁の中で、上位10社の増額となった額を約4億円ということで申し上げましたが、これは歳出還付額を含んだ額であり、誤りでございました。
- 実際のところは、上位10社で前年と比べて増額した法人の額で申しますと約1億5,000万円ほどという数字でございましたので、訂正させていただきます。
- 委員長 よろしかったですか。
- ありがとうございました。
- これをもって質疑を終結いたします。
- 暫時休憩します。

午前10時29分 休 憩

午前10時30分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

### 行政視察について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告についてを議題といたします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しております。

去る10月30日から11月1日まで日本電気株式会社、NECですね、そして東京消防庁池袋消防署、東京消防庁第8消防方面本部、そしてデジタル庁を行政視察しました報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載するようになっておりましたことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見等ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 よろしいですか。

それでは、御意見がないようですので、このまま報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

### 当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、当委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、11月12日にふるさと納税についてをテーマに研修会を開催したところですが、別のテーマでももう一度開催したく、御提案させていただきます。

研修テーマとしては、地域・市民協働の取組についてをテーマに開催した

いと考えております。日程につきましては、令和7年1月から2月中旬で調整していきたいと考えており、講師に関しても調整していきますが、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

また、調整がつかなかった場合の対応等につきましても、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。御異議もないようでありますので、そのように進めさせていただきます。

後日報告をさせていただきます。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長 市民と議会との意見交換会について議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして正・副委員長に一任いただいております。

そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和7年2月6日木曜日午前10時から午前11時30分を予定しております。

場所につきましては、第2委員会室、意見交換を行うテーマの相手方は、「ふるさと納税を伸ばすには」をテーマに、江南市のふるさと納税制度で返礼品を出品している業者と行いたいと思います。

なお、募集方法については、案内文を送付し、参加者を募りたいと思います。

日程等、先方の都合により変更が必要な場合は、また御報告いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように進めさせていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議し、決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、それではそのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

委員会のほうを、滞りなく終了させていただきまして、皆さんの御協力どうもありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時36分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 大藪豊数